

第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和8年3月31日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)
地域名 (地域内農業集落名)	旧島田・大津地区 旧島田市(向谷町・三ツ合町・中溝町・若松町・中河町・元島田・御仮屋町・旭町・高砂町・南町・横井町・河原町・稲荷町・向島町・大井町・幸町・日之出町・大川町・大津通・新田町・本通7丁目・松葉町) 旧大津村(千葉・大草・尾川・落合・上野田・東野田・西野田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月31日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地域は、市の中心部に位置し、市街地と北部の中山間地域にまたがっている。
このうち旧島田市地区の農地は、用途地域内にあり、宅地と混在した水田が主で、自家用の水稲や野菜が栽培されている。また、旧大津村地区の農地は、大津谷川沿いに水田が広がっているが、基盤整備が遅れていて、狭小な区画が多く、また、茶園が中山間部にあり、狭小な傾斜地が多い。
後継者が少なく、農地の荒廃化が進んでおり、効率的な農地の基盤整備と担い手の確保が課題となっている。
【地域の基礎的データ】**農業者(10a以上)519件(平均年齢70.7歳)**、担い手4件(うち法人2件)
主な作物:水稲、茶、野菜、椎茸等

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	332.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
(2)農地中間管理機構の活用方針※
(3)基盤整備事業への取組方針※
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--